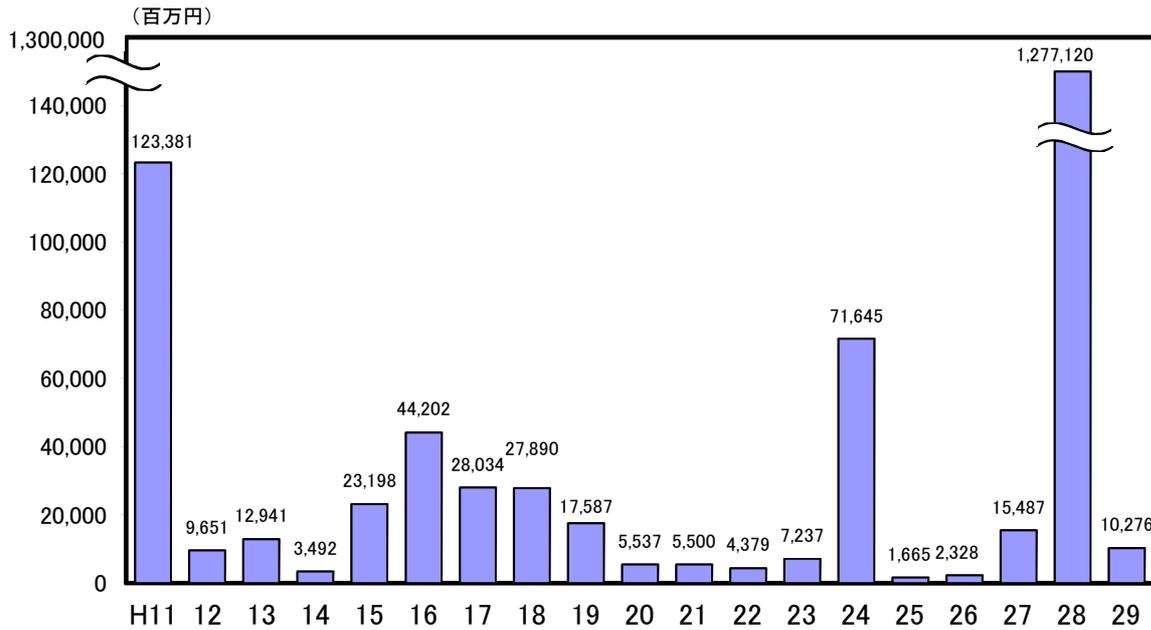


熊本県の風水害等による被害額の推移



解 説

【概要】

平成29年の県内の風水害等による被害総額は約103億円となった。

平成11年からの被害額を各年ごとに見ると、平成11年が台風18号が猛威をふるった影響によるもので、近年は、平成16年以降減少傾向だったが、平成24年は熊本広域大水害、平成28年は熊本地震の影響により大幅に増加した。

○自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害。

○り災世帯

自然災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった世帯。

注：自然災害等によるり災死傷者数には、行方不明者を含む。

○労働災害

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

○労働災害発生の度数率

百万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものの。

度数率

$$= \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数} \times 100万}$$

○自主防災組織活動カパー率

自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数÷管内世帯数×100

注：労働災害発生の度数率は、従業者数100人以上の事業所の調査で、産業構成の相違等があり注意が必要。

資料出所	調査期日	調査周期
*1、*2、*3「消防白書」 消防庁	平成30年4月1日	毎年
*4「労働災害動向調査」 厚生労働省	平成29年	毎年